

# シリーズ 地籍

## 日本・韓国・台湾の地籍制度と現状を探る

### 第1回国際地籍測量学術研討会（シンポジウム）の報告

折りしも規制緩和・規制改革が論議され、一部についてはその方向性も見えてきた西暦2000年、土地家屋調査士制度も制定50周年を迎え、過去に例を見ない激動の時代の到来が予感されます。業際問題は其の典型でありましょうか。

このような時、我々土地家屋調査士に関する制度・業務・今後の進むべき方向等を考える一つの指針として或いは問題提起の意味をこめて、各国・各地域の制度の変遷・取扱い等を研究することも又、重要な視点でしょう。

本稿では、平成10年11月25日～26日台湾の台中市にある逢甲大学国際会議場で開催された「第1回国際地籍測量学術研討会（シンポジウム）」で台湾省からの6名、日本からの3名、韓国からの1名の研究発表されたもののうち、その一部の概要について紹介します。



このシンポジウムの目的は、日本・韓国・台湾の地籍測量をはじめ、地籍に関する諸問題についての学術交流の促進、技術・実務経験の交換のための論文の発表・総合討論をとおして、各国の関連制度・法規・方法・情報を学術的に共同研究し、地籍測量技術レベルの向上・不動産登記等公示制度を含む地籍測量情報の管理等の面において、新時代へ向けての課題を達成することにあります。

台湾からは中華民国地籍測量学会・曾清涼理事長、台湾省政府地政処・許松処長はじめ測量局や各地の地政処（登記所）の責任者・学者等約100名、韓国からは、行政自治部の金相洙課長ほか行政の地籍責任者2名、日本からは、地

籍問題に関する専門家組織として日調連に参画要請があったのを受けて、水上要蔵会長、三浦福好名誉会長、松岡直武常任理事、南城正剛理事（現広報員）、鈴木修研究員（現理事）らが参加しました。

シンポジウムでは、日本・韓国・台湾からの地籍に関する現下の諸問題の報告と地籍測量・地籍成果の管理等に関する研究発表と、それを受けた討論が展開されました。

また、シンポジウムの締め括りには、中華民国地籍測量学会曾清涼理事長、日調連水上会長、韓国金相洙課長によるパネルディスカッションが行われました。



挨拶する水上会長

以下はこの学術研究会に参加した鈴木 修氏（現日調連研究室理事、当時同室研究員）による2日間にわたるシンポジウムの報告です。

（広報部）

#### 【シンポジウムの概要報告】

今回は、第1回ということでもあり、各国の事情説明、現状紹介が多かったが、各国の制度や状況により各国の関心事に下記のような若干の差異があることが分かった。

台湾では、過去の地籍図が一部使えないことによる国土再調査測量が目下の課題であり、これにGPS等の新しい技術を取り入れているところである。新しい地籍データベースをオンラインで国民に提供するシステムも模索中である。

韓国では、地籍調査のデータは、宅地部分を中心に、ほぼ数値化が終了しており、今後GISによるデータの活用法の研究がなされている。

しかし、過去の測量データについて、朝鮮戦争で80%近くの三角点が破壊され、精度に問題があるとか、80年前に制定した標準縮尺の変更、急速な都市化と土地の細分化による旺盛な登記情報の需要がある。

また農地や林地といった未だデジタル化されていない部分のデータのデジタル化の促進、地籍図・不動産登記・地形図の作成・基準点の保存等の各業務がそれぞれ異なった行政機関が管理していることから生ずる諸問題の解決が当面の課題としてあるとのことであり、現在、再測量計画の進捗やGPSを使った基準点連続観測所を数多く設置する計画、コンピューターによるネットワークシステムを順次立ち上げるべく、段階的に推進しているところである、といったことが、数値資料と共に報告されました。

日本では、国土調査の遅延と登記・地図との関係の現実問題があり、また国民にとって歴史的にも大きな関心事の境界問題がある。さらに今後の問題として、高度情報化時代に向かって、GISにおける地籍の有用性の検討と、地籍に関する統一的な理論の構築がある。

今回参加した3カ国は、戦前同じ不動産登記制度で地籍を管理してきたが、戦後、各国各地域が各々の制度の変遷により、その取扱いを変えてきた。

台湾では、登記に関わる測量を行うのは公務員であり、韓国では、半官半民の地籍公社である。我が国では、土地家屋調査士という民間人が地権者本人がこれを行う。以上の事柄が各国の地籍に関する関心事の対象が異なっている原因の一つであろう。

日本で地籍事業を行う際、一番関心が高く、また事業を複雑化させている境界問題は、他の国では日本程は大きくないようである。

もちろん、境界問題は台湾にも存在する。ただし、復元された境界に異議があるときは国家に対する訴訟になることになり、民間が勝つことはほとんどないようである。また、韓国でも本人の測量は一切認めておらず、大韓地籍公社のみが地籍測量を行い得る。ゆえに、韓国における各筆の地籍データのすべては大韓地籍公社による成果であり、境界復元も公社によって行われる。よって、台湾や韓国では境界問題については、日本ほど顕在化していないようである。

制度問題は、自国の制度の中で考えるととも

に、他の制度と比較して研究することも大切である。今後は不動産に関する法制度の土台が共通であった3カ国だけではなく、最初から別の制度で動いてきた国や地域も交え、共同研究の必要があるのではないだろうか。



曾徳福土地測量局長 (右から5人目)  
水上日調連会長 (右から6人目)  
曾清涼理事長 (右から7人目)  
金相洙課長 (左から6人目)

また、台湾・韓国では地籍を専門に扱う学問・大学が存在し、大勢の学生が地籍を研究している。一方我が国では地籍を扱う省庁は多岐にわたり、また、学問体系においても、理科系と文化系に分かれ、各々のスペシャリストを育成する大学はある。最近徐々に変化の傾向も見え始めたが、依然として大部分の大学は理科系・文化系のカリキュラム方式がとられ、専門分野以外の科目は学べない体系である。そこで生まれた技術家と法律家は、各々の立場で研究し、成果を出しているが、相互の研究交流が求められる分野での研究者は多くはない。しかし、地籍は単に土地利用に関する基盤整備としての位置付けだけではなく、あらゆる産業のベースになるデータである。地籍情報を如何に活用するかは、これからの国家政策を策定するうえで重要な意味を持つものであると同時に、産業の生命線でもあるといえるだろう。

以上の観点から、地籍の分野に包含される土地法(私法・公法)、土地政策、地籍調査技術、地籍測量学、地質学、都市計画学、土地利用、地理情報システム、そして不動産の表示に関する登記制度等々を総合的に学問として体系付ける「地籍学」とでもいうべき体系の確立が今後の重要な課題であり、その立ち上げに我々土地家屋調査士が何らかの役割を果たすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。